

外国の重要な公的地位にある者等に関する説明書

個人のお客さま用

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、お客さま又はお客さまの家族の方が外国の重要な公的地位にある方である場合、所定の取引を行う際に、当該重要な地位に該当するか否か、金融機関は確認を行うことが求められています。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

1. 「外国P E P s」とは、以下の「外国の重要な公的地位にある（あった）方およびその者の親族等」に該当する方のことをいいます。

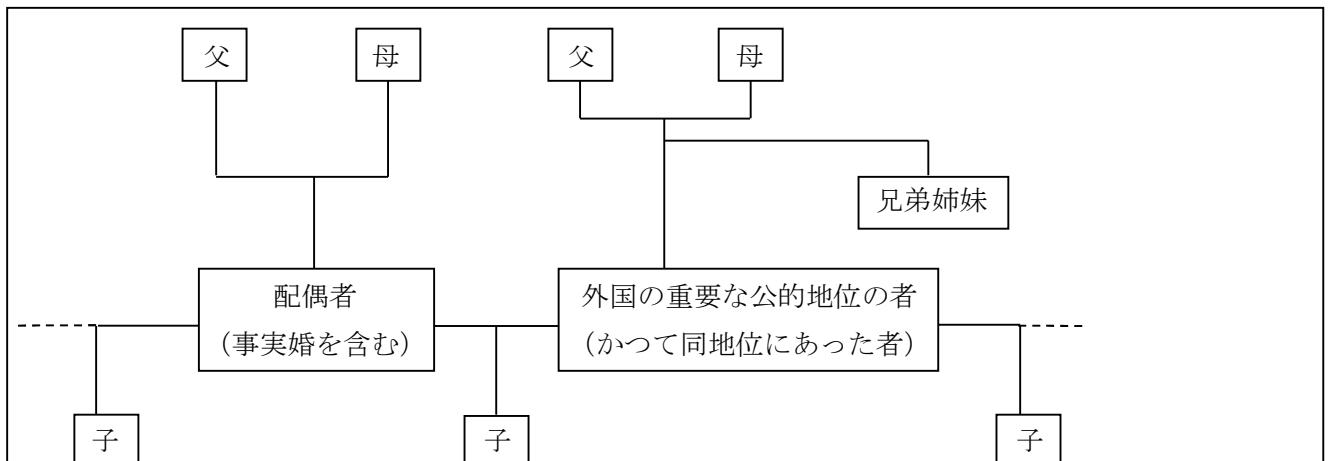
(P E P s : Politically Exposed Persons)

(1) 「外国P E P s：外国の重要な公的地位にある方」に該当する方

- ① 国家元首
- ② 日本における内閣総理大臣、その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ③ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ④ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑥ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上副幕僚長、海上幕僚長、海上副幕僚長、航空幕僚長又は航空副幕僚長に相当する職
- ⑦ 中央銀行の役員
- ⑧ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(2) 過去に上記1. のいずれかの職に就いていた方

(3) 上記(1)または上記(2)に掲げる方の親族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの方以外の配偶者の父母および子）（下記の図を参照）。



注1. 外国の重要な公的地位の方の者の祖父母や孫は該当しません。

2. 外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も該当する場合があります。